

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

(令和三年六月二十五日)

(厚生労働省告示第二百五十一号)

改正 令和 七年 四月三〇日厚生労働省告示第一五〇号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令第百十九号)による改正後の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、令和四年一月一日から適用する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

(令七厚労告一五〇・改称)

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤とする。

一 アスピリン

二 アセトアミノフェン

- | | |
|-----|------------|
| 三 | アリメマジン |
| 四 | アロクラミド |
| 五 | イソチペンジル |
| 六 | イプロヘプチン |
| 七 | エテンザミド |
| 八 | エピネフリン |
| 九 | エフェドリン |
| 十 | カルビノキサミン |
| 十一 | クロペラスチン |
| 十二 | クロルフェニラミン |
| 十三 | コデイン |
| 十四 | サザピリン |
| 十五 | サリチルアミド |
| 十六 | サリチル酸 |
| 十七 | サリチル酸グリコール |
| 十八 | サリチル酸メチル |
| 十九 | ジヒドロコデイン |
| 二十 | ジフェテロール |
| 二十一 | ジフェニルピラリン |
| 二十二 | ジフェンヒドラミン |
| 二十三 | ジブナート |
| 二十四 | ジリユウ |
| 二十五 | チペピジン |

- 二十六 デキストロメトルファン
- 二十七 テトラヒドロゾリン
- 二十八 トリプロリジン
- 二十九 トリペレナミン
- 三十 トリメトキノール
- 三十一 トンジルアミン
- 三十二 ナファゾリン
- 三十三 ナンテンジツ
- 三十四 ノスカピン
- 三十五 フェニレフリン
- 三十六 プロメタジン
- 三十七 ペントキシベリン
- 三十八 マオウ
- 三十九 メチルエフェドリン
- 四十 メトキシフェナミン
- 四十一 メトジラジン
- 四十二 ラクチルフェネチジン

附 則 （令和七年四月三〇日厚生労働省告示第一五〇号）

この告示は、令和七年十二月一日から適用する。